

子発0115第14号
平成30年1月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」の一部改正について

「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」（平成22年7月22日
付け雇児発0722第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部を別添のと
おり改正し、平成30年1月15日より施行することとしたので、通知する。

(別添)

「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」 新旧対照表 (下線部: 変更箇所)

改正後	改正前
<p data-bbox="143 308 427 432">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="667 501 1115 528">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="277 644 981 671">指定保育士養成施設の各年度における業務報告について</p> <p data-bbox="143 786 1115 1201">標記については、児童福祉法施行令第5条第5項の規定及び平成14年3月29日雇児発第0329031号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」により行われているところであるが、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件(平成22年厚生労働省告示第278号)が平成23年4月1日から適用されること等に伴い、児童福祉法施行規則第6条の4に規定する事項に係る様式を別紙のとおり定め、平成23年度分の業務報告から適用し、前記通知を廃止することとしたので通知したところ。</p> <p data-bbox="143 1222 1115 1536">ただし、平成22年3月31日以前に指定保育士養成施設に入所していた者(経過措置の規定により、平成23年度に当該指定保育士養成施設に入所した者の修業科目及び単位数並びに履修方法について、なお従前の例による)とした指定保育士養成施設においては、平成23年3月31日以前に指定保育士養成施設に入所していた者)に係る別紙の「第1表 前学年度卒業者の教授科目別時間数及び実習の実施状況」については、なお従前の例によるものとしたところ。</p>	<p data-bbox="1142 308 1426 432">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="1659 501 2107 528">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="1274 638 1977 665">指定保育士養成施設の各年度における業務報告について</p> <p data-bbox="1142 775 2114 1190">標記については、児童福祉法施行令第5条第5項の規定及び平成14年3月29日雇児発第0329031号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」により行われているところであるが、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件(平成22年厚生労働省告示第278号)が平成23年4月1日から適用されること等に伴い、児童福祉法施行規則第6条の4に規定する事項に係る様式を別紙のとおり定め、平成23年度分の業務報告から適用し、前記通知を廃止することとしたので通知したところ。</p> <p data-bbox="1142 1211 2114 1525">ただし、平成22年3月31日以前に指定保育士養成施設に入所していた者(経過措置の規定により、平成23年度に当該指定保育士養成施設に入所した者の修業科目及び単位数並びに履修方法について、なお従前の例による)とした指定保育士養成施設においては、平成23年3月31日以前に指定保育士養成施設に入所していた者)に係る別紙の「第1表 前学年度卒業者の教授科目別時間数及び実習の実施状況」については、なお従前の例によるものとしたところ。</p>

さらに、平成25年8月8日の一部改正により、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施することから、「第4表 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における特例教科目の実施状況」を定めたところ。

今般、平成30年1月15日の一部改正により、「第5表 介護福祉士養成施設卒業者に対する指定保育士養成施設の履修科目免除実施状況」を定めたので、ご留意いただきたい。

については、管下の指定保育士養成施設に対しこの旨を通知するとともに、所定の提出期限（前年度分を当該年度の6月末日まで）を遵守するよう周知されたい。

また、「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」（平成14年3月29日雇児保発0329031号）は、廃止する。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

今般、平成25年8月8日の一部改正により、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施することから、「第4表 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における特例教科目の実施状況」を定めたので、ご留意いただきたい。

については、管下の指定保育士養成施設に対しこの旨を通知するとともに、所定の提出期限（前年度分を当該年度の6月末日まで）を遵守するよう周知されたい。

また、「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」（平成14年3月29日雇児保発0329031号）は、廃止する。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

(別紙)

第 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
指定保育士養成施設の長 印

平成 年度分指定保育士養成施設業務報告書

児童福祉法施行令第5条第5項の規定により、平成 年度分に係る指定保育士養成施設業務報告書を別紙のとおり提出いたします。

添付書類

- (1) 前学年度卒業者の教授科目別時間数及び実習の実施状況 (第1表)
- (2) 新学年度における職員の状況 (第2表)
- (3) 前学年度卒業者数及び新学年度における学生の状況 (第3表)
- (4) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における特例教科目の実施状況 (第4表)
- (5) 介護福祉士養成施設の卒業者に対する指定保育士養成施設における履修科目免除実施状況 (第5表)
- (6) 前年度における収支決算の細目 (第6表)

(別紙)

第 号
年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

所在地
指定保育士養成施設の長 印

平成 年度分指定保育士養成施設業務報告書

児童福祉法施行令第5条第5項の規定により、平成 年度分に係る指定保育士養成施設業務報告書を別紙のとおり提出いたします。

添付書類

- (1) 前学年度卒業者の教授科目別時間数及び実習の実施状況 (第1表)
- (2) 新学年度における職員の状況 (第2表)
- (3) 前学年度卒業者数及び新学年度における学生の状況 (第3表)
- (4) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における特例教科目の実施状況 (第4表)
- (新設)
- (5) 前年度における収支決算の細目 (第5表)

第1表～第4表 (略)

第5表 介護福祉士養成施設卒業者に対する指定保育士養成施設の履修科目
免除実施状況

区分	第1学年生	第2学年生	第3学年生	第4学年生
履修科目免除者	名	名	名	名

第6表 (略)

第1表～第4表 (略)

(新設)

第5表 (略)